

「さいたま市立向小学校わかばの会」会則

第1章 総 則

第1条 【名称および事務所】

この会は、「さいたま市立向小学校わかばの会」と称し、その略称を「向小わかばの会」とする。そしてその事務所を下記住所の学校内におく。

〒336-0042

さいたま市南区大谷口 5437

第2条 【目 的】

この会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な育成をはかり、あわせて会員相互の親睦をはかる。

第3条 【方 針】

この会は第2条の目的達成を本旨とする自主独立の団体として、次の方針に従って、活動する。

1. 学校教育を理解し、振興・後援する。
2. 学校、地域社会および目的を同じくする機関や団体と協力する。
3. 政治・宗教に関与することなく、あわせて営利を目的としない。

第4条 【会 員】

この会は、向小学校に在籍する児童の保護者および教職員で組織する。

1. 会員はすべて平等の権利と義務を持つ。
2. 会員は会費を負担する。

第5条 【活 動】

この会は第2条の目的達成をめざして、全会員の協力のもと次の活動を行う。

1. 児童の教育環境を増進するための活動。
2. 学校・学年・学級間の連絡調整。
3. 会員の文化教養、健康増進、親睦に役立つ活動。
4. 機関紙の発行。
5. その他、ベルマーク収集・ボランティア活動等、この会の目的達成に必要な活動。

第2章 組 織

第6条 【組 織】

この会は、役員・監事・委員・一般会員をもって構成する。

1. 役員は、この会を総合的に統括する。
2. 監事は、この会の会計を監査する。

3. 委員は、各学級・学年・地区における委員会の代表として、各委員会活動を行う。
4. 一般会員は、役員・委員と協力して、第5条に定める活動を行う。

第3章 役員および監事

第7条 【役員および監事】

この会は、会長1名、副会長3名程度、書記2名、会計3名の役員と監事2名をおく。

第8条 【役員および監事の選出】

役員および監事は会員中より別に定める役員・監事選出規定により選出し、総会の承認を得るものとする。但し、副会長1名および会計1名は教職員より選出する。

第9条 【任 期】

役員および監事の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第10条 【任 務】

1. 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は、各種会議の記録をする。
4. 会計は、会計事務を処理し、総会に報告する。
5. 監事は、会計事務を監査し、総会に報告する。

第4章 委 員

第11条 【委員会の構成】

1. この会に、次の委員会を置く。
 - (1) 学級専門委員会
 - (2) 広報専門委員会
 - (3) 環境安全専門委員会
 - (4) 文化専門委員会
 - (5) 役員選出委員会
 - (6) 地区専門委員会
2. 各委員会は、若干名の委員により構成する。

第12条 【各委員会の役割】

1. 学級専門委員会は、学年および学級内の連絡調整・地域行事等への参加に関する事項を行う。
2. 広報専門委員会は、広報活動に関する事項を行う。
3. 環境安全専門委員会は、児童の教育環境、生活環境などの整備・改善に関する事項を行う。
4. 文化専門委員会は、文化教養に関する事項を行う。

5. 役員選出委員会は、役員および監事の選出に関する事項を行う。
6. 地区専門委員会は、通学に関する事項を行う。

第13条 【各委員会の役職者】

1. 各委員会に委員長および副委員長を置く。
2. 委員長は各委員会を代表し、委員会を招集する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

第14条 【委員会の運営】

1. 各委員会の運営は、委員会により行う。
2. 各委員会は、必要に応じて随時開くことができる。

第15条 【その他の委員会】

環境安全専門委員と地区専門委員とで、校外指導委員会を構成する。

- (1) 校外指導委員会（地区内の安全に関すること）

第16条 【その他の活動】

一般会員は次のような活動を、それぞれの委員会に協力して行う。

1. ベルマーク活動（学級専門委員会）
2. その他のボランティア活動（担当委員会はそのつど決定する。）

第5章 会議

第17条 【会議】

1. この会の会議は、以下の通りとする。
総会、全体委員会、運営委員会、本部役員会、各委員会
2. 総会・全体委員会・運営委員会・本部役員会は、会長が招集する。
3. 各委員会は、各委員長が招集する。
4. 総会の議長は、役員・委員以外の出席会員の中から選出する。
5. 校長は、各種会議に出席して意見を述べることができる。

第18条 【総会】

総会は全会員で構成し、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年1回年度初めに開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 活動報告・決算報告・会計監査報告の審議承認
 - (2) 役員および監事の選出報告・承認
 - (3) 新年度活動計画、並びに予算案の審議承認
 - (4) 会則の制定、改廃の審議承認
 - (5) その他、必要事項の審議
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要請があった場合に開催する。

第19条 【全体委員会】

全体委員会は、役員および委員をもって構成し、必要に応じて開催する。

総会に次ぐ決議機関とし、決定事項は総会に報告する。

第20条 【運営委員会】

運営委員会は、役員、各専門委員会委員長・副委員長1名、各学年の学級専門委員の代表1名をもって構成し、原則として各学期1回以上開催し、次の任務を行う。

1. 本会の運営、並びに活動に関すること。
2. 総会、並びに全体委員会に提出する事項の作成。
3. 必要に応じ、特別委員会を設けることができる。
4. 運営委員に欠員が生じた場合の補充に関すること。

第21条 【委員会】

各委員会は、各委員会の意向を運営委員会に提案し、運営委員会の決定事項に基づき、実施方法を検討・実施する。

第22条 【決議】

1. 各会議の定足数は、会員総数および委員総数（委任状を含む）の3分の1以上を原則とする。
2. 会議の議決は、出席者（委任状を含む）の過半数で決める。

第6章 会 計

第23条 【会計】

この会の経費は、会費とその他の収入をもってこれにあてる。

1. 会費は、1家庭月額200円とする。
2. この会の経費の会計は、総会において承認された予算に基づいて行う。
3. 決算は、会計監査を経て総会の承認を得る。
4. この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 【教育振興費】

児童の教育効果を上げるため、教育振興費を徴収することができる。

1. 教育振興費は、児童1人月額70円とし、その会計は前条に準ずる。

第7章 慶 弔

第25条 【慶弔・見舞い】

会員または児童の慶弔事に当たっては、次の規定により慶弔金および見舞金をおくる。また、返礼は受けないものとする。

1. 教職員の結婚・出産のとき・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000円
2. 教職員の転退職のとき・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000円
3. 教職員の家族死亡のとき(一親等まで)・・・・・・・・ 5,000円
4. 会員・児童の死亡のとき・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円

5. 会員・児童が14日以上入院したとき・・・・・・・・ 3,000円
6. その他、不慮の事故・災害等が生じた場合、考慮する。

第8章 付 則

1. 本会は、平成10年4月1日を設立日とする。
2. この会は次の帳簿を備え、会員は原則として会長に申し出て閲覧することができる。
 - (1) 役員・委員名簿
 - (2) 総会・全体委員会・運営委員会・各委員会の議事録
 - (3) その他の書類
3. 本会則を執行する上に必要な規定を、運営委員会で決定することができる。
4. 本会則は、平成10年4月1日より執行する。
 - *平成12年5月17日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成13年6月5日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成14年5月16日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成17年5月13日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成18年5月19日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成20年5月13日に一部改正決定、平成21年4月1日より執行する。
 - *平成26年1月21日に一部改正決定、平成26年4月1日より執行する。
 - *令和元年5月9日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *令和2年7月31日に一部改正決定、同日より執行する。

役員・監事選出規定

1. 役員・監事選出委員会

- (1) 本委員会は、役員・監事候補者選出に関する一切を行い、その結果を総会に報告し承認を受けた後、解散する。
- (2) 本委員会は、1～5年の各学年より2名、教職員2名の計12名をもって構成する。
- (3) 本委員会は、会長の招集により第1回目を開き、互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。
- (4) 第2回目以降は選出委員長の招集で開催し、任務を遂行する。

2. 役員・監事の選出方法

- (1) 選出委員会は、全会員より会長候補者（自薦、他薦）を募り、本人の同意を得て公表する。その後、全会員による無記名投票により多数決をもって決定する。但し、候補者が1名の場合は全会員による信任投票を行い、投票総数の過半数の得票をもって決定する。
- (2) 選出委員会は、次期会長が決定したあと、全会員に知らせ、その後、副会長・書記・会計・監事について全会員より候補者（自薦、他薦）を募る。但し、2月末までに複数回にわたり会長候補者を募ったにもかかわらず、会長を決定できない際には、副会長・書記・会計・監事について全会員より候補者を募ることができる。
- (3) 選出委員会は、候補者の中より委員の総意として役員候補者を選考し、本人の承諾を得てから総会において承認を得る。

3. その他

- (1) 役員・監事に欠員が生じた場合、補充することができる。任期は前任者の残任期間とし、選出方法は規定に準じて行う。
- (2) 選出委員は、役員候補者になることはできない。止むを得ず役員候補者になる場合は、直ちにその職を離れなければならない。
- (3) 本規定は、平成10年4月1日より執行する。
 - *平成12年5月17日に、一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成13年6月5日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成14年5月16日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成15年5月15日に一部改正決定、同日より執行する。
 - *平成28年3月4日に一部改正決定、同日より執行する。